

沖縄県古武道連盟「型」・「組手」競技規定[改訂]

(2015年1月18日)

第1条 競技場

- (1) 競技場は型・棒組手とも平坦な安定した一辺が8mの正方形とする。
- (2) 棒試合のコート内の競技者及び主審の定位置はコート中央から各2mとする。

第2条 服装

審判員、監督、競技者の服装は次の通りとする。

<審判員>

- (1) 黒・紺系のブレザー
- (2) 半袖のシャツ……白色
- (3) ズボン……グレー
- (4) ネクタイ……沖縄県古武道連盟指定のネクタイ
- (5) 靴……黒色の体育館専用靴

<監督>

- (1) 上下「白色」の空手着とする。但し、現在使用しているカラーを認める。
- (2) 女子の場合は、空手着の下から「白」無地のTシャツを着用する。
- (3) 当連盟指定の腕章(ネームプレート)を着用する。

<競技者>

- (1) 上下「白色」の空手着とする。但し、現在使用しているカラーを認める。
- (2) 女子の場合は、空手着の下から「白」無地のTシャツを着用する。男子は禁ずる。
- (3) 空手着の袖、裾をまくり上げることが禁ずる。
- (4) 空手着の袖の長さは手首と肘の間とし、裾の長さは足首と膝の間とする。
- (5) 型競技においてはメガネ着用を認める。その際メガネバンドを必ず使用すること。
棒試合においてはメガネ着用を認めない。但しコンタクトは本人の責任においての使用を認める。
- (6) アクセサリー等の着用は禁止する。

第3条 競技種目及び年齢区分

- (1) 型競技の種別は棒・サイとする。
- (2) 少年、成年、壮年とも男女別個人戦とする。
- (3) 中学生
- (4) 少年 …… 15歳 ~ 18歳(原則高校生)
- (5) 成年 …… 19歳 ~ 49歳(高校生可)
- (6) 壮年 …… 50歳以上

第4条 型 競 技

- (1) 競技の方法は採点競技とする。
- (2) 武具の重量、長さ、形状は次の通りとする。
棒 長さ = 長さは男女とも6尺(180cm)以上とする。
重量 = 男子900g以上、 女子800g以上

形状 = 丸棒

材質 = 樫、ビワ、ヒッコリー(くるみ)

サイ 長さ=演武者の肘より長いもの

重量 = 男子650g以上(1本)、 女子550g以上(1本)、

形状 = 沖縄伝統サイの形状

(3) サイの競技中、サイを投げたり、床に突き刺すなどの行為を禁ずる。

(4) 型競技は沖縄伝統古武道の型として伝承されてきた第5条で指定する当連盟が公認する伝統の型のなかから選択する。

第5条 型の種目

型は沖縄県古武道連盟の公認する伝統の型(別表ⅠⅡ)から選択する

別表Ⅰ 棒の型

NO	型の名称	NO	型の名称	NO	型の名称
1	徳嶺の棍	10	米川の棍(与根川)	19	津堅大棍
2	佐久川の棍	11	北谷屋良の棍	20	津堅棒
3	佐久川の棍(小)	12	知念志喜屋仲の棍	21	朝雲の棍
4	佐久川の棍(大)	13	瀬底の棍	22	趙雲の棍
5	周氏の棍	14	添石の棍	23	大屯
6	周氏の棍(小)	15	白樽の棍	24	末吉の棍
7	周氏の棍(大)	16	祝嶺の棍	25	合戦棒
8	白松の棍	17	大城の棍	26	公望の棍
9	浦添の棍	18	津堅の棍	27	カーティンの棍

別表Ⅱ サイの型

NO	型の名称	NO	型の名称	NO	型の名称
1	北谷屋良のサイ	5	湖城のサイ	9	2丁サイ
2	浜比嘉のサイ	6	屋嘉のサイ	10	千原のサイ
3	津堅志多伯のサイ	7	多和田のサイ	11	慈元のサイ
4	繁多川幸良小のサイ	8	石川小のサイ		

第6条 審判団・競技委員の構成

審判団の構成は監査1人、主審1人、副審は、1コートにつき予選は2人または4人、決勝は4人または6人とする。

第7条 競技委員の構成は、1コートにつき監査、選手係、得点表示係、コール係、計算係、記録係を置く。

第8条 演武開始及び終了

(1) 演武開始時は、コート外の所定の位置で一礼をし、コート内に進み、演武位置にて「礼」をし型名を呼称し演武する。

(2) 演武終了の方法はコート内での演武が終了したら「礼」をして、コート外の所定の位置で待機し、得点を待つこととする。

(3)主審、副審、選手は、演武終了後コート外の所定の位置に整列、「礼」をして終了する。

第9条 採点

(1)採点の表示方法と加算方法は次の通りとする。

- ①審判団は採点表示をするとき、その表示板を主審の合図にて右手で前方45度上に真直ぐにのばして行う。
- ②得点の加算方法は、最高採点と最低採点は削除される。
- ③同点引き分けが生じた時は、②で削除された最低採点を加算し判定する。
それでも同点の時は、②で削除された最高採点を加算し判定するがなお同点の時は別の型を演武して判定する。それでも同点の場合は審判団の判定で決める。
- ④予選の同点再演武時の型は決勝でも使用可能である。また決勝の同点再演武時も予選時の型は使用可能である。

第10条 判定の基準

評価は10点満点とし減点方法を用いて行う、型の評価基準は次の通りとする。

(1)採点の基準、予選(7,00~8,00) 決勝(8,00~9,00)

※少数点以下第2位は0,05のみの使用であり0,01~0,04及び0,06~0,09は発生しない。

(2)失格

- ① 指定以外の空手着を着用したとき。
- ② 型の演武中に放棄したとき。
- ③ 当連盟公認型を甚だしく改造したとき。
- ④ 型名を呼称しないで演武したとき。
- ⑤ 申告した型以外の型を演武したとき。
- ⑥ 審判員の指示に従わないとき。
- ⑦ 禁止事項を行ったとき。
- ⑧ 武具を落としたとき。
- ⑨ 武具の破損
- ⑩ 不正行為のあった時、本大会の全ての資格を失い次回の大会は出場停止とする。
- ⑪ メガネが落下した場合。

※失格の場合は点数をあたえない(主審はベルを3回鳴らし止める。選手を所定の位置に戻し、主審は中央線まで進み、軽く指を差し失格と発して選手を退場させる。

(3)減点(0,1 ~ 0,5)

- ① 演武がコート外に出た場合。
- ② 明らかに型を忘れたと思われる状態のとき。
- ③ 武具が手から離れたとき。
- ④ 打ち、突き、貫き、受けの際、上段、中段、下段の区別がはっきりしないとき。
- ⑤ 着眼、気合い、気迫等不十分なとき。
- ⑥ 武具の握りが不十分、又は不適切なとき。
- ⑦ 武具が床に触れたとき。(構え時も同様)
- ⑧ 明らかにオーバーアクションと思われたとき。(誇張動作)

●棒組手競技

第 11 条 試合の方法は次の通りとする。

- (1) 競技時間 …… 2分間(正味)(再試合も同)
- (2) 勝敗 …… 1本先取り勝負(再試合も同)
本戦でも勝敗を決しない場合は再試合とする。
- (3) 防具付き。(剣道の面、胴、小手、脛当)
- (4) 棒 …… 当連盟で準備されたもの。
- (5) 服装 …… 型競技と同じもの。

第 12 条 競技者

- (1) コート外の所定の位置にて「礼」をし、主審の合図で競技開始線に就き、主審の「構え」の合図で、決められた構えに入り、主審の「勝負はじめ」の合図で競技を開始する。
- (2) 主審の「止め」の合図で、競技を止め、競技開始線に戻り主審の指示を待つ。

第 13 条 審判員

- (1) 着席までは、型競技と同様の方法で行う。
- (2) 主審は、両腕(手刀)を前方45度の方向に水平に伸ばし、コート外に待機している競技者を競技開始線の位置に就かす。
- (3) 主審は、気を付けの姿勢になり、「構えて」の宣告をし、競技者の構えが確認出来たら「勝負初め」を宣告する。
- (4) 主審は、競技を止めるときは、「止め」を宣告し、競技者を元の位置に就かす。
- (5) 主審は、再度、競技を続けさせる場合は、気を付けの姿勢から、左足又は右足を後方に引いた姿勢で「続けて初め」の宣告をし、競技を再開する。
- (6) 主審・副審は、全試合が終了したら、型競技と同じ方法で終了する。
- (7) 主審は、本戦の時間内に勝敗が決しない場合は、「引き分け」を宣告し、「先取り1本」の再試合を告げ、(3)と同じ方法で試合を開始する。尚、再試合でも勝敗が決しない場合は、所定の位置に就き、「判定」と宣告し、その後「ピーピッ」と笛を吹き、副審に判定を促す。判定が出たら、「ピッ」と笛を吹き、副審は降旗する。
- (8) 副審は、攻防に伴う、主審の「止め」の宣告がある場合は、必ず、赤か白、見えません、取りません、の何れかを表示する。
- (9) 副審は、主審の「どうですか」の伺いには、自らの判定を持続する場合はそのまま、主審の判定に移譲する場合は旗を下ろす。
- (10) 審判の動作は、別紙「主審表示法」に準ずる。

第 14 条 判定方法(棒の有効部位:棒の両先から30センチの範囲とする)

- (1) 1本技
 - ① 突き、打ち、で倒したとき、又は、相手が棒を落としたとき。
 - ② 突き、打ちで、よろめかしたとき。
 - ③ 打ちで相手の頭部が揺れたとき。
 - ④ 突き、打ちが中段に決まったとき。

- ⑤倒れた相手に対しての有効部位への攻撃は認める。
- ⑥後方からの攻撃で、攻防からの瞬間攻撃は、有効とみなす。(寸止め)

(2)技有りは、上記1本技が、1本の技に該当しないとき。

第15条 勝敗

- (1) 1本先取り
- (2) 技有り2本で1本
- (3) 場外…… 2回で相手に1本
- (4) 無防備…… 2回で相手に1本
- (5) 反則……警告→注意→反則……反則で相手に1本勝ちとする。
※反則の程度によって、「警告」「注意」「反則」とする。
- (6) 禁止事項及び禁止技の行為は、審判団の協議により「反則警告」「反則注意」「反則負け」となる。
- (7) 本戦の2分間が終了した時点で片方にのみ技有りが入っている場合は引き分け
再試合に入る。但し、再試合でも決しない場合は旗判定となり審判員は紅白どちらかの旗を挙げなければならない。
- (8) ペナルティーはカテゴリー別で累積する。

第16条 禁止事項及び禁止技

- (1) 顔面への突き、または威嚇等
- (2) 胸部への攻撃
- (3) 振り回し。
- (4) 膝より上、胴から下の部分及び足の甲
- (5) 手首から肘までの半分以上から肩のへの部分(小手のない部分)
- (6) 後方からの攻撃。
- (7) 棒から手を離し相手を手で突く、打つ、押す、掴む、引っ張る等の行為。頭突き、蹴り。
- (8) 防具範囲以外への攻撃
- (9) 頭部側面への攻撃、または威嚇等
- (10) 手の内側及び指の部位への攻撃
- (11) 片手から棒が外れた状態での相手への攻撃
- (12) 相手を棒で押し「場外」を計る行為
- (13) その他、審判団申し合わせ事項。
- (14) その他、想定外の危険技と認められる場合は、審判団で競技して判断する。

第17条 異議の申し立ての処理

監査役は登録監督から大会規定に抵触する事項で異議の申し立てを受けた場合は、直ちに呼笛をならして競技の中断を命じ、直ちに異議の申し立てに対する判断を示さなければならない。但し、判断の為に必要がある場合は、主審及び副審を監査役席前に招集し、申し立て事項の検証を行い、異議の申し立てを正当と認めた場合は、主審に対して再度の評決判定を勧告する。また再表決による判定は競技会における有効判定とされ、これに対する抗議は認めない。尚、主審、副審の判定に対する異議は

一切受け付けない。

第18条 監査

監査員は、各コートにおいて競技が大会規定通りに行われているかを監査し、大会規定に抵触時は競技の中断を命じ主審及び副審との協議及び再度の評決判定を勧告する。

また、監査員は登録監督からの異議申し立てに対して、第17条に沿って処理する。

附則 平成20年12月7日 施行
平成23年12月18日 改訂
平成24年12月2日 改訂
平成25年8月11日 改訂
平成25年10月20日 改訂
平成25年11月17日 改訂
平成25年12月15日 改訂
平成26年2月15日 改訂
平成26年11月16日 改訂
平成27年1月18日 改訂